

蕨市小規模修理・修繕契約希望者登録要領

(平成13年2月16日市長決裁)

＜改正＞平成17年4月1日 平成18年4月1日 平成18年12月20日 平成19年8月14日
平成21年3月27日 令和7年4月1日

1. 目的

この要領は、市が発注する小規模な修理・修繕の契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 登録できる者

登録できる者は、市内に主たる事業所を置く者とし、適法の範囲内で、希望業種に関する建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。

3. 登録できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、登録できない。

- (1) 市内に主たる事業所を置かない者
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (3) 蕨市指名競争入札参加資格審査申請書を提出している者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者

4. 登録の方法

- (1) 申請書の提出を受け、登録を行うものとする。
- (2) 申請書の提出の際、前年度の市県民税及び国保税（国保に加入の場合）の納税証明書を添付させるものとする。
- (3) 登録の受付時期は、西暦の奇数年（以下「申請年」という。）の6月1日から6月15日まで行い、7月1日から登録（以下「登録日」という。）するものとする。
- (4) 登録の受付は、総務部財政課契約係において行う。

5. 登録の有効期間

登録日から2年間を有効期間とし、2年ごとに新たな申請に基づき登録するものとする。

6. 登録者の取扱い

市は、申請書の審査を行い、「蕨市小規模修理・修繕契約希望者登録名簿」に登載し、全庁に公開するとともに、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。なお、選定においては、指名競争入札参加資格者名簿登載者の選定を否定するものではない。

7. 対象となる契約

この登録に際し、特に法的に必要な許可又は免許等を要するものを除き、登録の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目についての審査を行わないため、選定の対象とする修理・修繕は、内容が軽易であり、かつ、履行の確保が容易であると認められるもののうち、請負金額が150万円以下のものとする。

8. 契約保証金

小規模修理・修繕契約希望者登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、蕨市契約規則第3条第3項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除する。

附 則（平成 13 年 2 月 16 日決裁）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 20 日決裁）

（施行期日）

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

この要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。